

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、総合評価一般競争入札を行うので公告する。

令和6年3月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 5 経支第 395 号
- (2) 業務名 令和6年度長崎県東南アジアビジネスサポートデスク運営業務
- (3) 履行期間 令和6年6月3日から令和7年3月24日まで
- (4) 業務概要 長崎県内に事業所を有する企業等の販売先、仕入先の開拓、拡大等をはじめとした、東南アジア地域への事業展開を図るため、適切なアドバイス、商談先の紹介、商談・現地視察・展示会への同行等を行うことにより、個別企業の取組を支援することを目的として実施する。なお、仕様等詳細については入札説明書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札の参加者の資格等（告示）（令和6年3月27日付）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ていること。

3 入札の方法等

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定による、総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札は別に指定する入札書（第4号様式）及び入札用封筒（第5号様式）に必要事項を記載して、記名押印の上、封印をして、入札当日に入札者又はその代理人が直接入札箱に投函すること。なお、電送及び郵送による入札は認めない。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (5) 入札執行回数は3回を限度とする。
- (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状（第6号様式）を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
- (7) 当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称等
名称 長崎県産業労働部経営支援課
住所 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話 095-895-2651
- (8) 技術提案書の提出期限及び場所
期限 令和6年4月30日（火）午後5時まで（必着）
場所 (7)の部局に持参又は郵送（書留郵便等の配達に記録が残るものに限る。）すること。電話、ファックス又は電子メールによる提出は認めない。技術提案書を郵送する場合は、包装の表に「技術提案書在中」と明記すること。

- (9) 技術提案書内容説明及び質疑応答の日時及び場所
日時 令和6年5月24日(金) 午前10時00分開始
場所 長崎県庁5階501会議室
- (10) 入札の期日及び場所
日時 令和6年5月24日(金) 午後3時00分開始
場所 長崎県庁5階501会議室
- (11) 入札当日が悪天候(大雨等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に(7)の部局へ確認すること。

4 入札説明書等の交付期間及び場所

期間 この公告の日から令和6年4月11日(木)まで(県の休日を除く。)午前9時から午後5時
場所 3の(7)の部局 県ホームページから入手することもできる。

5 契約条項を示す場所

3の(7)の部局とする。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 令和4年4月1日から入札保証金の納付期限の前日までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約と同種、同規模の契約を2回以上締結し、それを証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 令和4年4月1日から入札日の前日までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約と同種、同規模の契約の履行完了の実績が2回以上あり、それを証明するもの(2件以上)を提出する場合

8 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(第6号様式)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

9 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 入札者が条件に違反したとき。
- (9) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に記名押印がないときなど入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思確認が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

1 0 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術点、入札金額に基づく価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。さらに、技術点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- (2) 技術点は、基礎点50点と加算点150点の合計200点とし、また、基礎点に満たない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えない。なお、基礎点を満たしている技術提案書であっても、加算点が50点に満たない場合は失格とし、総合評価点は与えない。
- (3) 価格点は、100点とし、入札価格に応じて点数を与える。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

1 1 落札者決定基準

落札者決定基準については、別に定める。

1 2 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び長崎県財務規則の定めるところによる。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。